

改正労働安全衛生施行令、改正労働安全衛生規則 ＜自立的な管理を基軸とした新たな化学物質管理について＞ アンケート結果とりまとめ ～化学物質のリスクアセスメントの導入に向けて～

令和5年度から、化学物質（リスクアセスメント対象物質）を使用する事業場においては、法改正により、化学物質のリスクアセスメントが段階的に義務化されます。

そこで、福井監督署管内において、化学物質のリスクアセスメントを先行して実施している事業場へのアンケートや訪問等により、導入時の問題点等を以下のとおり事例を収集いたしました。

先行して実施されている中で、効果的に対応している事例や、円滑な運用に差し支えとなっている事例等も収集しましたので、以下のとおり、とりまとめました。

支障なくこれからの化学物質のリスクアセスメントを導入するにあたり、ヒントにしていいただければと思います。

- ① ある事業場では、化学物質のリスクアセスメントをエクセル表等で実施、管理しており、所定項目を入力すると自動でリスクレベルが算出できるように、設定している例がありました。

★ 監督署からのコメント

・「職場のあんぜんサイト」（3ページ目参照）においても各項目を入力すると自動算出される様式があります（クリエイトシンプルや、厚生労働省版コントロール・バンディング等）。活用してみてください。

- ② 化学物質のリスクアセスメントを実施する際に、準備の段階から実際に従事する労働者を参画させ、ルール策定を行ったことで、労働者自身が着用する保護具をリスクレベルに応じたものを選択できるように工夫している例がありました。

★ 監督署からのコメント

・労働者は、意見を聞いてもらったとの認識だけでなく、自身でルール作りに参画している認識が得られ、確実にルールが徹底される状況が見受けられました。

- ③ 化学物質のリスクアセスメントを作業単位で労働者に行わせることで、局所排気装置等の設備面の確認や、必要な保護具の確認等について、再認識させている事例がありました。この事例では、作業マニュアルを徹底させるための労働者に対する教育の一環とする等、工夫をしていました。

★ 監督署からのコメント

・現場において現状の対策が十分かどうか、労働者自身で、リスクを捉えながら、局所排気装置等の設備や保護具の必要性等について、より具体的な認識が得られている状況が見受けられました。
・適切にリスク管理をしている事業場では、的確にリスクの把握、対応ができていたため、全体の安全衛生意識の高揚につながっている状況が見受けられました。

- ④ 取り扱う化学物質が多い事業場では、対象の優先度を決めて、順次、スケジュール管理のもと計画的に実施することで、対応している例もありました。

★ 監督署からのコメント

・ 取り扱う化学物質が多い事業場においては、化学物質リスクアセスメントが運用できるまで、各作業におけるリスクアセスメントが一巡できるまでは、作業量が膨大になってしまうことが懸念されます。運用可能なペースで実施できるよう、スケジュール管理が重要となります。

- ⑤ 使用する化学物質について、発がん性等の情報が明確でない物質（SDSや製造者から確認するも不明である物質）は、使用しないこととするルールを決め運用している例もありました。

★ 監督署からのコメント

・ これまで、発がん性等が明確でない物質を使用していたところ、一定期間経過後、発がん性が認められる物質であることが判明し、当該事業場内において同種のがんによる複数名の被災者が発生したとの事案が、発生している例が見受けられました。こうした対応は有害物質のリスク管理における優先的対応であることから、好事例であると評価できます。

- ⑥ 化学物質のリスクアセスメントの実施に際し、入力する担当者の認識（力量）に差があり、各作業現場ごとに基準が異なり、総括する担当者がとりまとめができず、対策が取りにくい状況となっている例も見受けられました。



- ⑦ なお、⑥の事例に対して既に、ルール作りや、徹底した『教育』により、認識の差を統一させ、実行可能なレベルとして運用し、問題を克服している例もありました。

- ⑧ この他、化学物質のリスクアセスメントを実施する担当者において、何がリスクになっているのか、また、対策においてもリスクを明確にできていないことから、必要な対策も見えてこないものとなり、単なる記録に留まっている例もありました。

★ 監督署からの総括コメント

リスクアセスメントを実施する上では、どの部署も**統一的な認識のもと**、実施することが重要です。

効果的に運用している事業場では、各事業場ともに、特に**教育に重点を置いている状況**（現場の体制から、一定の教育を終えた者を担当者とし、計画的にリスクアセスメントの教育研修を実施する等）が見受けられました。また、その補助となるようなシステム（①の例など）があると、導入に向けたハードルが低くなるかと思います。

リスクアセスメントにおいては、**関わる労働者が全員一定程度の理解**が得ることができれば、安全衛生面におけるスパイラルアップが期待できます。

しかし、リスクを評価する際に、評価を直接担当する者が解決策を見出すことが困難、又は余計な作業が増えると考え、担当者レベルでリスクを曖昧にしている場合もあります。（＝リスク管理をするのに、リスクが曖昧なまま化学物質管理が進められる。）このような経過をたどれば、実際の作業現場では、作業環境が悪化する可能性が危惧されますので、ご注意ください。

労働安全衛生法第五十七条の三

(第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (平二七・九・一八 指針公示第三号)



化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (平二七・九・一八 基発0918第3号)



化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (パンフレット)



化学物質のリスクアセスメント の実施において利用できるツール

化学物質関連の対策において有用な
情報収集ができるページとなっています。



職場のあんぜんサイト
「化学物質のトップ」
ページQRコード

スクロールダウン
して



ここをクリックすると ⇒
次のページが表示されます。

